入札説明書等配布一覧表

調達する物品の名称

［　可搬型モービルマッピングシステムの賃貸借及び保守サービス　］

No.	名　　称	部数等
1	入札説明書 （添付様式） ・一般競争入札参加資格確認申請書 （競争入札参加資格者名簿登載者用） ・競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書 ・競争入札に関する質問書 ・入札書 ・委任状 ・アフターサービス及びメンテナンス体制証明書	１部
2	契約書（書式）	１部
3	仕様書	１部
4	応札物品仕様書（提出用）	１部

（注）上記内容について、落丁等がないか確認してください。

※　留意事項

１　入札書は、１葉をコピーして使用して下さい。（再度入札の場合があります。）
２　入札金額は契約期間の総額の110分の100に相当する金額を記載してください。

山形県警察本部刑事部捜査支援分析課

入　札　説　明　書

可搬型モービルマッピングシステムの賃貸借及び保守サービスの調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年３月県規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　担当部局等

契約及び仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）

〒990-8577　山形市松波二丁目８番１号

山形県警察本部刑事企画課刑事部総括室　電話番号(023)626-0110

メールアドレス　ypkeiki(あっと)pref.yamagata.jp

※(あっと)は@に置き換える

２　入札参加者の資格

(1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

(2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

３　入札参加資格及び応札物品仕様書の審査等

(1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）並びに本件調達物品に係る応札物品仕様書、その他の必要な書類（以下「応札物品仕様書等」という。）を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格並びに応札物品仕様書等の審査を受けなければならない。

(2) 提出書類

ア　入札参加者の資格に関する書類

(ｱ) 競争入札参加資格者名簿（物品及び役務の調達）に登載されている者

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第１号）

イ　応札する物品の仕様に関する書類

(ｱ) 競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書（別紙様式第２号）

(ｲ) 応札する物品の仕様に関する書類

本件調達物品の仕様に適合するものとして応札する物品の規格等について、別紙様式により作成すること。

なお、提出にあたっては、当該応札物品仕様書に記載した応札物品のカタログ等を添付すること。

(ｳ) 納入計画書

機器の調達、搬入、設置、調整及び納期を明示したもので、様式は任意とする。

(ｴ) アフターサービス及びメンテナンス体制証明書（別紙様式第６号）

(3) 上記(2)の書類の提出方法は持参とし、郵送又は電子メールによる提出は認めない。

(4) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合は

これに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。
なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

(5) 応札物品仕様書の審査については、当該仕様書が入札公告で示した仕様書に基づき作成され、かつ、その内容が各項目の性能等の条件を満たしているかどうかを判断するものとし、必要に応じ内容の補正等を指示する場合があり、提出者はこれに応じるものとする。

(6) 申請書等及び応札物品仕様書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4　入札参加資格審査結果及び応札物品仕様書の審査結果の通知

(1) 入札参加資格及び応札物品仕様書の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和８年11月27日(金)までに通知する。

(2) 本件入札への参加は、前項の通知により、入札参加資格を有し、かつ、応札物品仕様書の審査においてその内容等が本件調達物品の仕様に適合すると認められたものについてのみ行うことができるものとする。

5　仕様書に関する質問等

(1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和８年11月24日（火）午後４時までに契約担当部局に、競争入札に関する質問書（別紙様式第３号）により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（ＰＤＦ形式）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければならない。

(2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、契約担当部局において閲覧に供する。

6　入札の辞退等

(1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

(2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

7　入札

(1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第４号）による。

(2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）

(3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。

(4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、令和８年12月２日（水）午後５時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。

(5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第５号）を作成し提出させること。

(6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。
また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。

(7) 入札価格には、役務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に関する旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。

8　開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち会わせて開札を行う。

9　入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札

(2) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札

(5) 同一の事項につき２通以上の入札書を契約担当者に提出した入札

(6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

10　再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

11　落札者の決定方法

(1) 規則第120条第１項の規定により作成された公告２の(1)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

(3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としない。

12　その他

(1) 本件入札への参加にあたり、納入場所を確認する必要がある場合は、事前に山形県警察本部刑事部刑事企画課刑事部総括室捜査支援分析課担当まで連絡のうえ日時を調整し、当該担当部局の職員立ち会いのもと確認を行うこととし、また、その期間は入札期日の前日までとする。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあ

る。

(4) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。

(5) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。

(6) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。

なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。

(7) 本件契約の条項は、別に示す契約書（書式）による。

(8) この契約は、地方自治法第234条の３の規定による長期継続契約とする。

(9) 落札者は、落札決定後、速やかに入札書に記載した入札金額及び契約期間における月ごとに対応した積算内訳書を提出すること。

(10) 契約締結に当たっては、４により通知を受けた応札物品仕様書の内容を変更することはできない。

(11) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

様式第１号（一般競争入札参加資格確認申請書）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　吉村　美栄子　殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

一般競争入札参加資格確認申請書

下記物品の調達に係る入札参加資格について確認されたく申請します。
なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　調達物品の入札公告日及び名称
(1) 入札公告日　令和８年11月10日
(2) 物品の名称　可搬型モービルマッピングシステムの賃貸借及び保守サービス

２　添付書類
競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書

※登録番号	※ 確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第２号（競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　吉村　美栄子　殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書

下記物品の調達等に係る応札物品仕様書について、別添のとおり提出しますので審査されたく申請します。

記

１　調達物品等の入札公告日及び名称

(1) 入札公告日　　令和８年11月10日

(2) 物品の名称　　可搬型モービルマッピングシステムの賃貸借及び保守サービス

２　添付書類

(1) 応札物品仕様書（別冊）

(2) 納入計画書（任意様式）

※　「応札物品仕様書」の「メーカー名・製品名・型式」に記載した製品のカタログを添付すること。

「応札物品仕様書」の「機能・性能等」に記載した事項については、カタログ、仕様詳細及びメーカー（メーカー代理店）性能証明書等を添付すること。

様式第３号　（競争入札に関する質問書）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　吉村　美栄子　殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

競争入札に関する質問書

下記物品の調達に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。

記

１　調達物品の入札日公告日及び名称

(1) 入札公告日　令和８年11月10日

(2) 物品の名称　可搬型モービルマッピングシステムの賃貸借及び保守サービス

２　質問事項等

様式第４号　（入札書）

入　札　書

令和　　年　　月　　日

山形県知事　吉村　美栄子　殿

入札者　　住 所 又 は 所 在 地※1
氏名又は名称及び代表者名

㊞

［ 代理人氏名※2　　㊞ ］

山形県財務規則及び本件契約の条項により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。

記

入　札　金　額	￥ ※　契約期間の総価
入 札 保 証 金	免　除
物 品 の 名 称 及　び　規　格	可搬型モービルマッピングシステムの賃貸借及び保守サービス （規格は仕様書のとおり）
数　　量	一　式
履　行　場　所	山形県警察本部捜査支援分析課
履　行　期　間 又 は 履 行 期 限	契約締結の日から令和14年２月29日
摘　　要	

※１　入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。
（代理人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。）

※２　代理人が入札する場合は、※１の記載に加え、［ ］欄に記名・押印のうえ入札すること。

様式第５号（委任状）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

山形県知事　吉村　美栄子　殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名　　㊞

私は　　を代理人と定め、下記の権限を

（使用印鑑　　）

委任します。

記

１　可搬型モービルマッピングシステムの賃貸借及び保守サービスの入札並びに見積に関する一切の件

２　委任期間

令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで

様式第６号　（アフターサービス及びメンテナンス体制証明書）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　吉村　美栄子　殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

アフターサービス及びメンテナンス体制証明書

下記調達物品に係るアフターサービス及びメンテナンスの体制について、別紙のとおり整備していることを証明します。

記

１　調達物品の入札日公告日及び名称
（1）入札公告日　令和８年11月10日
（2）物品の名称　可搬型モービルマッピングシステムの賃貸借及び保守サービス

※　別紙には以下の内容を記載すること。
「アフターサービス及びメンテナンスの体制」
１　アフターサービス及びメンテナンスの内容
２　アフターサービス及びメンテナンスの対応部門（組織図、要員等）
３　故障時の連絡先
４　その他必要な事項
（備考）
１　第３者に行わせる場合、第３者の証明書が必要である。
２　製造メーカーが行う場合、製造メーカー等の証明書が必要である。
３　成品毎にアフターサービス及びメンテナンスを行う者が異なる場合は、成品毎に制作すること。